

特別支援学校（聾学校）における日本手話を活用した指導のための資料

# 日本手話を活用した 指導の充実のために 2



札幌聾学校小学部第5学年国語科の授業の様子

北海道教育委員会  
平成26年3月



## はじめに

平成26年1月20日、障害者の権利に関する条約が閣議決定を経て批准されました。批准に向けた法整備の中、平成25年9月1日に学校教育法施行令の一部を改正する政令が施行されました。本政令改正により、就学基準に該当する障がいのある児童生徒等について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小・中学校へ就学することを可能としていた規定が改められ、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒等の障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなりました。また、文部科学省は「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(25文科初第756号)」を通知し、障がいのある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を行えるよう施策を講じる必要があること等を示しました。今後、特別支援学校においても、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに応じた教育が求められることとなります。

このような状況を踏まえ、北海道教育委員会では「特別支援教育に関する基本方針(改定版)」で示したとおり、「聴覚障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、言語の習得やコミュニケーションに配慮し、考える力や豊かな人間性を身に付けることができるよう聾学校の指導の充実を図る」ことがますます重要になってきていると捉えております。特に、近年の社会の変化や手話による指導に対するニーズの高まりを踏まえ、日本手話による教育を必要としている幼児児童生徒への指導の充実を図るため、これまでも手話の活用能力向上に関する教職員研修や手話を効果的に活用した指導に係る実践研究等を推進し、幼児児童生徒が主体的に授業に参加し、積極的に伝え合う中で指導の効果を高めることができるよう取組を進めてまいりました。

このような取組が進む一方で、学習指導要領に示している目標を達成し、個々の教育的ニーズに応じた教育を充実させるためには、日本手話を活用した指導を行う際に重要となる考え方や、授業における効果的な日本手話の活用方法等について整理が必要であるなど、学習指導上の新たな課題が明らかになってきました。

これらを踏まえ、北海道教育委員会では、先生方が指導計画等を作成する際の手引きとして活用いただくため、本指導資料を発行することといたしました。今後、各聾学校において、日本手話を活用した指導を行う際に積極的に活用いただき、より一層の指導の充実を図っていただければと思います。

なお、本指導資料を作成するに当たりまして、多くの御示唆、御助言をいただいた関係者の皆様に感謝を申し上げます。

平成26年3月

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 佐藤和彦

# 目次

はじめに

指導資料の作成に当たって

日本手話を効果的に活用した指導を行うために

## 第1章 日本手話を活用するための基本的な考え方

第1節 障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内の教育動向	P 1
1 障がい観（ICIDHからICF）の変化（幼児児童生徒の「参加」に基づいた教育活動の重要性）	P 1
2 ICFの考え方に基づく指導の必要性	P 3
3 インクルーシブ教育システムの構築に係る、聾学校における合理的配慮について	P 6
第2節 円滑なコミュニケーションの必要性	
1 「聴覚障害教育の手引—多様なコミュニケーション手段とそれを活用した指導—」における手話の位置付け	P 7
2 言語活動における日本手話の果たす役割	P 8
3 授業における幼児児童生徒の主体的な「参加」の重要性	P 10
第3節 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の研究における日本手話に関する考え方	P 11
第4節 北海道教育委員会の日本手話活用に関する考え方	P 15

## 第2章 日本手話を活用した効果的な指導例

第1節 日本手話を活用した指導例（小学部第5学年国語科学習指導案）	P 17
第2節 小学部第5学年国語科年間指導計画（例）	P 27
第3節 小学部国語科第5学年及び第6学年における評価規準に盛り込むべき事項	P 29
1 学年の目標（第5学年及び第6学年）	P 29
2 第5学年及び第6学年の評価の観点の趣旨	P 29
3 学習指導要領の内容、内容のまとめりごとの評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例	P 30
第4節 札幌聾学校における日本手話の位置付け（小学部運営計画）	P 49
1 方針	P 49
2 教育目標の具体化	P 49
3 留意事項	P 50

## 第3章 聾学校の教育課程に関する考え方

第1節 特別支援学校の教育	P 52
1 教育目標について	P 52
2 教育課程について	P 53
3 授業時数の取扱いについて	P 54
4 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い	P 55
第2節 教育課程の編成に係る一般方針	P 56
第3節 内容等の取扱い	P 57
第4節 各教科等における言語活動の充実	P 58
1 各教科等における言語活動の重視	P 58
2 小学校、中学校、高等学校学習指導要領における言語活動の充実	P 59
第5節 自立活動の指導の基本的な考え方	P 61

## 第4章 まとめ

第1節 日本手話を活用した指導のために	P 64
第2節 日々の指導の充実のために	P 66
第3節 今後に向けて	P 67

## 巻末資料

資料1 「基礎的環境整備」及び「合理的配慮」	P 69
資料2 言語活動の指導の在り方と配慮点	P 71
資料3 学校教育法（抜粋）	P 73
資料4 自立活動の目標と内容（6区分26項目）	P 74

# 指導資料の作成に当たって

北海道札幌聾学校では、平成19年から日本手話クラスによる学習グループを編制した指導を開始しました。

公立学校の教育において、日本手話の活用を明確に位置付けた本道の取組は、全国でも先駆的なものとなります。その教育活動に当たっては、学習指導要領等の関係する法規法令に則ることはもとより、近年の特別支援教育に係る国内外の動向や、聴覚障害教育に求められている多様なコミュニケーション手段の活用に関する考え方等を踏まえつつ、根拠をもって取り組んでいくことが必要です。

本指導資料は、これらのことを踏まえ、公立の特別支援学校における教育目標を達成するために必要な事柄について、次のような構成で整理し、聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「聾学校」という）における教育の向上を目指して作成しています。

## 第1章 日本手話を活用するための基本的な考え方

聾学校においては、多様な教育的ニーズに対応することが求められています。近年の特別支援教育に係る動向を踏まえ、特別支援教育に係る障がい観の変化や、手話の活用に関わって特別支援教育に求められていることについて理解する必要があります。

本章では、日本手話を活用するに当たって必要となる事柄を、次のように整理しました。

- ・障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内の教育動向
- ・円滑なコミュニケーションの必要性
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における日本手話の押さえ

## 第2章 日本手話を活用した効果的な指導例

本章では、札幌聾学校の具体的な取組について紹介しています。ここでは、小学部第5学年国語科の指導を例にあげて、指導計画作成例から評価規準の考え方、「大造じいさんとガン」における指導案を示しました。これらの考え方は、他の学部、学年、教科等においても共通するものです。

## 第3章 聾学校の教育課程に関する考え方

聾学校における教育は、学習指導要領等関係する法規法令等を踏まえて指導を進める必要があります。本章では、特別支援教育において大切となる考え方について整理しました。聾学校教員は、以下の基本的事項を踏まえて指導に当たることが必要です。

- ・教育目標
- ・教育課程の編成に係る一般方針
- ・内容等の取扱い
- ・各教科等における言語活動の充実
- ・自立活動の指導の基本的な考え方

## 第4章 まとめ

第1章から第3章までの考え方について整理し、成果と課題をまとめました。

各聾学校においては、本指導資料を活用し、聾学校の指導を行う上で必要となる基本的事項を踏まえ、日本手話を活用した指導をより一層充実させるとともに、特別支援学校の教育目標を達成に向けた指導に活用していただきたいと思います。

※ 本指導資料における「障害」の表記については、法令等の抜粋及び固有名詞等で「障害」と表記されている場合は「障害」と表し、その他一般的な意味で表記する場合は「障がい」と表しています。

※ 本指導資料では、聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校については「聾学校」と表記していますが、学習指導要領など法令等の抜粋や転記部分については「特別支援学校」と表記しています。

### 本指導資料で使用しているインデックスについて

**POINT**

第3章第5節  
自立活動の指導の基本的な  
考え方  
(P 61)

巻末資料1  
「基礎的環境整備」  
及び「合理的配慮」

\*準ずる教育とは

ポイントとなる指導内容等について説明しています。

関連する本指導資料中の別の章・節を紹介しています。

関連する資料を巻末に掲載しています。

本文中の言葉の意味等を解説しています。



# 日本手話を効果的に活用した指導を行うために

本指導資料第2章には、日本手話を活用した効果的な指導の例を学習指導案として掲載しました。本頁は、指導案と記載内容との関連について示していますので、ご自身の課題に応じて、必要な章節からお読みください。

## 第2章 日本手話を活用した効果的な指導例

### 第1節 日本手話を活用した指導例

1 単元名 作品を自分なりにとらえ、朗読し、感想文を書く。  
教材名 「大造じいさんとガン」 (光)

#### 2 単元について

「大造じいさんとガン」は、場面の転換や物語の描写が見られ、秋の空や日の光を中心とした自然描写の世界に引き込む作品である。

大造じいさんはなぜ、最初はおんなに性根が固いのか、大造じいさんの心情の変化について疑問をもちたい。

この単元を通して、巧みな言葉で表現されている情景、そして次第に変化していく大造じいさんの心情を朗読(手話読み)に反映させられる力を身に付けさせたい。情景描写や心情変化を大切に読み進め、最初に読んだ時と最後に朗読した時の「読み」に、明らかな違いを児童自身が実感できるように授業を構成し、展開していきたい。

また、本学級の児童は、自分なりの考えをまとめ、通して、児童が物語の世界観にどっぷりとつかり、相互関係、心情の変化等を捉え、本教材を味わう中でお互いの考えを深めさせたい。

#### 3 児童の実態

##### (1) 学級の実態

本学級の児童3名中2名がデフファミリーで育っている。3人は学習への意欲が高く、「知らないこと」を積極的に学びたいという姿勢が、手話でのやりとりはスムーズに行うことができ表現力も高く、伝わりにくいことが稀にある。その際には、手話で見られる。

しかし、書き言葉においては、児童の実態は読みの関心がある。児童の実態を考慮し、指導意図に応じた指導など、正しい日本語の習得に向けて丁寧に指導していく必要がある。

手話と書き言葉との橋渡しを行う具体的な取組としては、新出語句を手話で確認したのち、必ず板書し、書き言葉でも確認することに配慮している。そして、毎朝のニュースの発表・内容の要約などにも手話を活用し、手話を活用する機会を設けている。

#### 5 単元の目標

単元を貫く言語活動「作品を自分なりにとらえ、朗読し、感想文を書く」を通して、  
・自分の思いや考えが伝わるように音読や朗読することができる。  
・書いたものの表現の効果などについて確かめたり、工夫したりすることができる。

#### 6 評価規準

【国語への関心・意欲・態度】  
・文章から読み取ったこと、自分なりに感じたことについて話し合える。  
【読む能力】  
・自分が文章から受け取った印象を大事にして音読や朗読を通して、登場人物の心情を、会話や心情表現、行動を表現し、場面についての描写など、独特の表現と作品全体を捉えたい。  
【書く能力】  
・表現の効果である技法に関する知識をもち、自分の思いや考えを伝わるように書くことができる。  
【言語についての知識・理解・技能】  
・言葉や表現に気を付けて、様子を想像している。

#### 【聾学校の教育課程に関する考え方】

聾学校における教育は、小・中学校の教育に準ずる教育を施すことが必要であると法令に定められています。国語科の各単元もこのような考え方に基づき設定されています。本章本節では、特別支援学校における教育目標や教育課程等について、踏まえておくべき内容について示しました。



### 第3章第1節

#### 【日本手話を活用するための基本的な考え方】

日本手話を効果的に活用した授業を行うためには、子ども一人一人の実態はもとより、学級全体の実態を踏まえておくことが大切です。本章本節では、指導者が子どもや学級の実態を把握するに当たって大切になる、ICFの考え方や円滑なコミュニケーションの必要性について述べました。



### 第1章第1節・第2節

#### 【聾学校の教育課程に関する考え方】

単元の目標は、小・中学校に準じたものである必要があります。



### 第3章第1節～第3節

#### 【日本手話を活用した効果的な指導例】

事前に検討した評価規準を基に評価を実施し、結果を授業改善に役立てることが大切です。また、学級全体の評価だけではなく、幼児児童生徒一人一人の目標の達成状況を的確に把握することが大切です。



### 第2章第3節

